平成27年(あ)第566号

決 定

本 籍 横浜市港北区大豆戸町180番地205

住 居 横浜市神奈川区七島町9番地5

マック大口コート205号室

会 社 員

野村 一也

昭和40年2月25日生

上記の者に対する道路交通法違反被告事件について,平成27年2月27日東京 高等裁判所が言い渡した判決に対し,被告人から上告の申立てがあったので,当裁 判所は,次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、量 刑不当の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

よって、同法414条、386条1項3号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

平成27年 6 月26日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	岡	部	喜 代	子
裁判官	大	谷	岡川	彦
裁判官	大	橋	正	春
裁判官	木	内	道	祥
裁判官	Щ	﨑	敏	充

これは謄本である。

平成27年6月26日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 中 溝 香

